募　集

保育園会計年度任用職員（保育士）募集

WEB 1009259

保育士

勤務時間

①午前7時30分～午後7時（うち7時間以内勤務、休憩1時間有）、週3～5日（月～土曜日）

②午前10時～午後2時頃、週3～5日（月～金曜日）

応募資格　保育士資格を有する方

問 保育課　☎485･5988

ふれあい農園利用者募集

WEB 1006997

ふれあい農園の利用者を次のとおり募集します。

本郷1号農園　20区画
本郷2号農園　18区画
新居屋4号農園　30区画
二ツ寺5号農園　12区画

利用期間　令和9年4月1日（木）から令和11年3月31日（土）までの2年間

対象　次の条件にあてはまる方

・市内に住所を有する方（法人を除く）
・本人及び世帯員が畑を耕作していない方
・割当区画の管理を充分に行うことができる方

貸付料金　年間1,800円

申込方法　農政課窓口にて申込書をご記入いただくか、市公式ウェブサイトにある「あま市ふれあい農園利用申込書」をご記入いただき、郵送でお申し込みください。

申込期間　1月4日（月）～22日（金）（当日消印有効）

その他　申込は、1世帯1区画とする。

各農園ごとに利用者を決定します。申込者の数が募集数を上回る場合は、農政課で抽選を行い、郵送でお知らせします。

なお、抽選に漏れた方は、待機者とし、区画に空きが出た場合は、各農園の待機順に利用資格を得るものとします。

問 農政課　☎441･7114

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付に係る「本人通知制度」のご案内

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した本人の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、登録した本人に交付した事実をお知らせする制度（国または地方公共団体の機関からの請求は通知の対象外）です。なお、住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知されません。

登録窓口　市民課

登録できる方

・市に住民登録されている方、または、住民登録されていた方（平成26年6月19日以前に転出された方は登録不可）
・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

・**登録する本人がお越しになる場合**
本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）
・**代理人がお越しになる場合**
委任状と代理人の本人確認書類、登録希望者の本人確認書類（コピー可）
・**法定代理人がお越しになる場合**
戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類

問 市民課　☎444･3167

子育て

児童手当支給日のご案内

令和8年12月定期支払の支給日は、12月10日（木）です。通帳記帳等で入金のご確認をお願いします。

問 子ども福祉課　☎444･3173

ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

お子さんの送迎や一時預かりを地域の方にお願いしてみませんか?

登録説明会　（無料託児あり、要予約）

日時　12月16日（水）午前10時～11時30分

場所　七宝公民館

対象　生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいる市内、または大治町内在住、または在勤の方

※登録説明会への参加が必要。（都合がつかない場合は要相談）

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。

定員　15人

申込　説明会の3日前まで（託児を希望する場合は、8日前まで）

・電話（日・月曜・祝日を除く）

・LINE　トークで「12月16日説明会申込み、氏名、電話番号、託児の有無（有は名前、よみがな、生年月日、性別）」を記入し、下記公式LINEへ送信

問 あまっ子はるっ子ふぁみさぽセンター事務局（七宝公民館内）☎462・0150（日・月曜・祝休み）

令和9年春休み（3月・4月）の児童クラブ利用申込を受け付けます

①対象児童　保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

※利用児童数が定員を超えている児童クラブでは利用をお断りする場合がありますが、学校区外の児童クラブを利用することができます。

②受付期間

令和9年1月12日（火）～23日（土）

③書類配布期間

12月18日（金）～

④受付方法・場所

・電子申請による申込み（事前に利用者登録が必要です）

・紙による申込み

各児童館へ直接提出してください。（受付時間：午前9時～午後5時、日曜・祝日閉館）

⑤利用に関する詳細は市公式ウェブサイトにてお知らせします。

問 七宝児童館（七宝小・宝小・伊福小・秋竹小）☎442・2550

美和児童館（美和小・正則小・篠田小・美和東小）☎443・5454

甚目寺中央児童館（甚目寺東小）☎442・8036

甚目寺南児童館（甚目寺南小）☎443・1753

甚目寺西児童館（甚目寺西小・甚目寺小）☎442・0083

子ども福祉課　☎444・3173

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の利用申請を受け付けています

WEB 1010618

こども誰でも通園とは

月一定時間の利用可能枠内で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

対象者　0歳6ヶ月～満3歳未満のこども

※利用登録時に市内に住民登録があり、保育所等に通園していないお子さんが対象です。

※申請方法、利用等の詳細については市公式ウェブサイトをご確認ください。

問 保育課　☎485・5988

税

家屋の取り壊し・土地の利用状況の変更などをお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため12月末日までに、

・家屋の全部または一部を取り壊した場合

・新増築した場合

・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。

問 税務課　☎444・0509

令和8年分の確定申告について

確定申告は予約制です。詳しい予約方法や予約開始日については、広報1月号及び市公式ウェブサイトにてお知らせします。

ご不明な点につきましては、税務課までお問い合わせください。

問 税務課　☎444・0509

保険・年金

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

支給要件

①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額（※）とその他所得額の合計が約93万円以下であること

②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得（※）

が約492万円以下であること
※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

令和8年4月1日時点で支給要件を満たしていた方

日本年金機構から請求手続きのご案内が送られています。令和9年1月4日(月)までに請求手続が完了しますと、10月分からさかのぼって受け取ることができますので、未提出の方はお早めにご提出ください。

令和8年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、お問い合わせください。

問 給付金専用ダイヤル
☎0570・05・4092
ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
中村年金事務所
☎453・7200
保険医療課　☎444・3168

年金相談『相談無料・事前予約制』年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日時　12月22日(火)午前10時～正午、午後1時～3時
場所　市役所
予約受付枠　最大8枠
相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。
予約受付期間　12月2日(水)～9日(水)午前9時～午後4時(土・日曜を除く)
予約方法　電話または保険医療課窓口にて受付
※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。
問 保険医療課　☎444・3168

国民年金保険料の育児免除制度が始まりました

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度が、10月から始まりました。

対象となる方は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。

また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●対象となる方

10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母。

子を養育する要件として、以下のすべてを満たしている必要があります。

①子と親子関係が継続していること
②子と同一住所であること

●申請方法

マイナポータルを利用した電子申請が可能です。スマートフォンで24時間365日申請できます。保険医療課にて申請する際は、マイナンバーカードをご持参ください。

マイナポータル(電子申請)は二次元コードから

●必要なもの

子を養育する要件を満たしている場合、添付書類は原則省略できます。詳しくは、日本年金機構のウェブサイトをご確認ください。

問 日本年金機構ウェブサイト
中村年金事務所
☎453・7200
保険医療課　☎444・3168

福　祉

手当支給日のご案内

12月は、在宅重度障害者手当の支給月です。

振込み予定日は、12月25日(金)ですので、ご確認ください。

問 障がい福祉課　☎485・5980

軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

市では、軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

対象児童

次の要件を全て満たす方が対象になります。

①市内に住所を有する18歳未満の方

②聴力レベルが30デシベル以上の方で身体障害者手帳の交付の対象とならない方。(ただし、医師が装用の必要を認めた場合は30デシベル未満についても対象。)
③医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が認められる方
④対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

助成額

補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問 障がい福祉課　☎485･5980

障害者週間について

毎年12月3日から9日までは、障害者週間として定められています。障がいのある方への理解を深め、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し、支えあう社会を作りましょう。

その一環として、市内児童発達支援･放課後等デイサービス事業所にて作成した作品を展示します。

期間　12月3日(木)～9日(水)(土･日曜は除く)
場所　市役所1階エントランス
問 障がい福祉課 ☎485･5980

12月の福祉ショップ「あま結び」

WEB 1009160

市内障害福祉サービス事業所等で作った物品を市役所で販売します。

日時　12月16日(水)午前11時～午後1時(商品がなくなり次第終了)
場所　市役所1階エントランス
※出店事業所及び販売品については、市公式ウェブサイトをご覧ください。
問 障がい福祉課 ☎485･5980

寄　附

寄附のお礼

ショーボンド建設株式会社　様
防災セット　3セット

株式会社RISING　様
美和中学校のため
衛生用品　408箱

下萱津下の切り初老会
小原(こはら) 圭太郎(けいたろう) 様、奥田(おくだ) 真史(まさし) 様、安井(やすい) 克年(かつとし) 様、奥田(おくだ) 明裕(あきひろ) 様
地元地区のため
現金400,000円

ご厚意ありがとうございました。
問 財政課　☎444･1714

人　権

人権擁護委員再任のお知らせ

10月1日付で犬飼(いぬかい)喜美江(きみえ)委員(再任)が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動をお願いすることとなりました。

任期は3年になります。人権に関するお悩みなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

問 人権推進課　☎444･0398

あなたの街の相談パートナー人権擁護委員

人権について関心をもってもらえるような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

また、市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料･秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権相談日につきましては、広報の「今月の相談案内」をご覧ください。

みんなの人権110番
☎0570･003･110
こどもの人権110番
☎0120･007･110
女性の人権ホットライン
☎0570･070･810
LINEじんけん相談

問 人権推進課　☎444･0398

毎年12月4日～10日は人権週間

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市民の皆さんに人権に関する正しい認識と理解を深めていただくため、市役所1階市民活動スペースにて人権週間パネル展示を実施します。

期間　12月4日(金)～10日(木)
場所　市役所1階市民活動スペース
問 人権推進課　☎444･0398

～ブルーリボンを知っていますか～

ブルーリボンとは、拉致被害

者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者の御家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間には様々な行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問 人権推進課　☎444･0398

環境・衛生

あま市リサイクルステーション

毎日午前9時から午後5時まで(土･日曜･祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く)

※市立昭和保育園横にて開設しています。

通常の資源ごみはもちろん、あま市リサイクルステーション限定の回収としてごみ袋不要のまま排出できる、下記のものも取り扱っています。通常の不燃ごみとしての搬出は控え、こちらの搬出にご協力ください。

・使用済み小型家電
　市指定不燃ごみ袋内に収納できるもの。収納できなければ、通常の粗大ごみ。
・水銀使用廃製品
　内部に水銀の含有があるもののみ。含有がなければ、通常の不燃ごみ。

問 環境衛生課　☎444･3132

クリーンパークコンポ(肥料)を無料で配送します

クリーンパーク新川(し尿処理施設)では、清須市･あま市から排出される「浄化槽から引き抜いた汚泥」、「学校給食センターから受け入れた生ごみ」をもとに肥料を生産し、地域の方々に無料で配布しております。

通常はクリーンパーク新川まで取りに来ていただいていますが、現在、在庫過多のため、臨時で自宅や畑まで無料で配送いたします。

【配送の条件】

①1回の配送につき80袋以上(1袋／18kg入り)

※2カ所以上の場所への積み下ろしの場合は要相談

②配送日時は平日の午前中のみ

【その他】

市内の下記3か所にも肥料を設置しています。予約不要ですので、ご自由にお持ちください。

・七宝保健センター駐輪場
・美和公民館東側外階段下
・あま市リサイクルステーション

問 五条広域事務組合
　☎401･1181

犬の飼い方　散歩時は、必ずフンの後片付けを

散歩は、犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとフンを片付けないと、近隣の方々の迷惑になってしまいます。私有地でそのまま放置となっている所をよく見かけます。トラブルを防ぎ、地域環境を良くするためにもフンの後片付けはしっかり行い、必ず自宅まで持ち帰りましょう。飼い主にとっては気にならなくても、不快に感じる方々もいます。近隣の生活環境への迷惑を想像し、日頃から適切なしつけをしておきましょう。

ペットは大切な家族の一員です。人々とペットが楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問 環境衛生課　☎444･3132

防　犯



あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手　口	令和8年9月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	4件	△1件
乗物盗(自動車盗など)	24件	+3件
非侵入盗(車上ねらいなど)	14件	△11件
計	42件	△9件

問 危機管理課　☎444･0862

年末の安全なまちづくり県民運動

12月11日(金)～20日(日)

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

○特殊詐欺の被害防止
○侵入盗の被害防止
○自動車盗の被害防止
○SNS型投資･ロマンス詐欺の被害防止

問 危機管理課　☎444･0862

防　災

防災情報メールに登録してください

WEB 1002240

市では、災害時のさまざまな情報を配信しています。(登録料無料)

○登録先メールアドレス及び登録方法
bousai.ama-city@raiden.ktaiwork.jp

①新規メールに宛先を入力し、件名・本文は入力せず送信してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※1　受信設定をしている方は、ドメイン指定を解除してください。

※2　メール受信に係る通信料は、利用者負担です。

※3　登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問 危機管理課　☎444・0862

家具転倒防止器具の取付支援

WEB 1002241

市では家具転倒防止器具の取付支援を行っています。取付を希望する方は、危機管理課へお申し込みください。

対象(同一年度に1回まで)

①高齢者(65歳以上)の属する世帯

②身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

③中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

受付期間　令和9年2月26日(金)まで(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

※予算が無くなり次第終了となります。

事業の内容等　家具転倒防止器具(L字金具)により、木製家具や冷蔵庫(3点まで)を柱・壁等に固定します。

※ピアノ、仏壇等は対象外です。

問 危機管理課　☎444・0862

交通安全

令和8年中交通事故死亡者数(人)	
地　　域	死者数
愛知県	91人
津島警察署管内	3人
あま市	1人
令和8年9月末現在	

問 土木課　☎441・7113

甚目寺駅周辺自転車駐車場の料金改訂

甚目寺駅北・南・西自転車駐車場の利用料金が令和9年2月1日より変更されます。

詳しくは、自転車駐車場整備センターのウェブサイトをご確認ください。

問 自転車駐車場整備センター
☎586・6841

七宝駅周辺の自転車駐車場をご利用ください

名鉄七宝駅周辺の店舗駐車場への無断駐輪はご遠慮ください。市営の「沖之島第1・第2自転車駐車場」「富塚自転車駐車場」は無料でご利用いただけます。自転車駐輪マナー向上のためにご協力をお願いします。

問 土木課　☎441・7113

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

WEB 1007219

令和5年4月1日、道路交通法の一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

市では、児童生徒等及び高齢者を対象に自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

受付期間　令和9年2月26日(金)まで

※受付期間内であっても予算がなくなり次第終了とさせていただきます。

補助金額　ヘルメット購入費用の5割(上限2,000円、10円未満切り捨て)の補助

補助対象者　市内に住所を有し、令和9年3月31日時点で7歳～18歳の児童生徒等、65歳以上の高齢者

※1人につきヘルメット1個かつ1回限りの申請(過去に同種の補助金を受けられた方は対象外です)

補助対象ヘルメット　令和8年4月1日以後に愛知県内のヘルメットを販売する店舗において購入した、安全基準に適合している認証マークがついている、3か月以内に購入した新品のヘルメット(ただし、児童生徒等の通学用ヘルメット等は除く)

申込　次の書類を土木課に提出してください。

①補助金交付申請書兼請求書

②ヘルメットの領収書の写し

③安全基準に適合している認証

がついていることがわかる書類（書類がない場合は、現物提示してください）
④申請者の振込先通帳の写し
その他　申請書は、土木課または市公式ウェブサイトに用意しています。


GSマーク


CPSCマーク


SGマーク


CEマーク（EN1078）


JCFマーク

問 土木課　☎441･7113

その他

「市内で創業する方」を支援します-創業促進支援補助金-

WEB 1010256

認定特定創業支援等事業を受けた証明書を有する方に対し、創業促進支援補助金として創業開始当初に要する費用の一部を補助し、新規創業者の支援体制を強化して地域の活性化に繋げます。

補助対象経費

創業開始当初に要する経費のうち、以下の費用
①広告宣伝費、②市街化区域に所在する事務所等の改装費、③法人登記等に係る費用

補助対象者

・認定特定創業支援等事業を受けた証明書を有する方
・市内に事業所等を設置し、創業する方

補助金額

補助対象経費①～③の合計金額の1/2、上限20万円
ただし、法人登記等に係る費用のみが補助対象経費の場合、上限は10万円
※詳細は市公式ウェブサイトをご確認ください。

問 商工観光課　☎441･7118

お知らせ

青少年の被害･非行防止に取り組む県民運動（冬期）

青少年が解放感等から有害環境に接する機会が多くなる冬休み期間中に、家庭･学校･地域社会が力を合わせて、青少年の犯罪被害や非行防止に対する県民運動を展開します。

スローガン　「非行の芽　はやめにつもう　みな我が子」
期間　12月20日（日）～令和9年1月10日（日）
催 愛知県、愛知県青少年育成県民会議、あま市青少年健全育成推進協議会
問 甚目寺公民館（月曜日休館）　☎444･1621

県営名古屋空港からのお知らせ

年末年始は、空港駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港へお越しの際は公共交通機関もご利用ください。

問 名古屋空港総合案内所　☎0568･28･5633（午前7時～午後9時）

七宝焼アートヴィレッジで手持ちのスマホで聞けるオーディオガイドを導入します

愛知県の「スタートアップ活用まちづくり支援事業」により、企業と連携した実証事業を行います。その技術やアイデアを活かし、展示･体験からお土産選びまで、より楽しめる施設づくりを目指します。

第一弾として12月15日（火）から、展示室にオーディオガイドを導入。歴史や製作工程、技法などを音声で分かりやすく紹介します。令和9年2月末までの期間限定公開です。

実証期間　12月15日（火）～2月28日（日）
展示室観覧料　高校生以上310円　小中学生100円
休館日　月曜日･祝翌日･年末年始（12月28日～1月4日）
問 七宝焼アートヴィレッジ　☎443･7588

催し

憩の家事業（60歳以上の方が対象）

森憩の家

●ゲームを楽しもう
時 12月16日（水）午前10時30分～

●モリ森たいそう
時 12月18日（金）午前10時～11時30分
定 35人（先着順）

●カラオケ健康体操
時 月･水･金曜日　午後2時～2時20分

※都合により当日お休みする場合があります。